

## 宇部市公式 LINE アカウントに関する運用規程

### (目的)

- 1 LINE が持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市政等に関する様々な情報を、LINE の機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

### (適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宇部市公式 LINE アカウント（以下「当アカウント」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

### (アカウント登録)

- 3 広報広聴課に LINE 担当者を置き、当アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。
- 4 広報広聴課は、当アカウントを利用し、情報発信を必要とする課等に対し権限を付与する。

### (情報発信)

- 5 原則として、当アカウントは広報広聴課で管理する。
- 6 情報を発信する課等は、課等内に LINE 担当者を置く。
- 7 情報を発信する課等は、課等の単位で情報を発信し、その課等の長が情報発信の責任を負う。

### (対応時間)

- 8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に投稿する。

### (意思決定)

- 9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは LINE の特性や情報発信の即時性を考慮し、LINE 担当者の判断により当アカウントに直接情報を発信できるものとする。
  - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
  - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合。
  - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

### (返信コメントの禁止)

- 10 当アカウントに対するコメント（意見や反応等）については、原則として返信コメントしない。

### (宇部市公式ウェブサイトへの表示)

- 11 広報広聴課は、なりすましでないことを証明するため、当アカウントのリンクを宇部市公式ウェブサイト上に掲載する。
- 12 広報広聴課は、この運用規程を宇部市公式ウェブサイト上に掲載する。

### (なりすましへの対応)

- 13 広報広聴課は、当アカウントになりすましたアカウント及び公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、宇部市公式ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

- 14 当アカウントに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなど LINE 担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることがあること。

(遵守事項)

- 15 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

- 16 広報広聴課長は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

(協議事項)

- 17 この規程に定めていないものについては、広報広聴課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。

(個人情報)

- 18 個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとする。
- 19 当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

附 則

この運用規程は、令和元年4月1日から施行する。

この運用規程は、令和元年7月17日から施行する。

この運用規程は、令和3年10月19日から施行する。

この運用規程は、令和6年10月1日から施行する。